

高橋委員提出資料

原発事故再発防止顧問会議に向けての意見

2011年12月2日 一橋大学 高橋 滋

- (1) 最終回であるにもかかわらず、出席できません。文書にて意見を述べさせていただきます。
- (2) 「3.具体的な対応策」「(1)「規制と利用の分離」による信頼される規制機関の設置」

・私は、原子力安全審議会（仮称）について、規制調査との役割分担を内部的に明確にすれば、政省令の策定と基本的政策の審議についても、原子力安全審議会（仮称）が関与する仕組みを設けることは可能である、と考えていました。公正取引委員会も、法令違反について調査をする部門と、調査の結果として下された処分に対する不服を審査する審判部門とを併置する仕組みを、これまでも採用してきました。

・原子力安全審議会（仮称）は調査に徹するとの立場が多数意見として提言に記載される場合、政省令・基本政策の決定を原子力安全庁（仮称）が行うに際しては、法令に基づき手続の公正・透明性等が確保されることを、詳しく書き込むべきである、と考えます。

特に、総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会、原子力安全委員会は、審議に関する専門家の専門性・中立性・透明性の確保策について、現在、内規の形で定めを置いています。が、手続が一本化され、原子力安全庁（仮称）における審議手続の位置づけが格段に高まる以上、これらの措置を法令上のものに格上げ・強化すべきと考えます。

また、現在、環境影響評価法において、原発立地の際に説明会が義務付けられていますが、これと並んで、原子力安全委員会が内規に基づき実施している第二次公開ヒアリングも、原子炉等規制法上の説明会として義務付けるべきと考えます。

【提案】

○現在の提言案

「なお、こうした形で行政の判断過程への科学的知見の導入を行うに際しては、公正と透明性を確保することによって、手続的にも適正なものとなるよう手当てすることが重要であると考えられる。」

○修正案

「なお、こうした形で行政の判断過程への科学的知見の導入を行うに際しては、公正と透明性を法令等に基づく仕組みを通じて確保することによって、手続的にも適正なものとなるよう手当てすることが重要であると考えられる。」

・まず、専門家の関与については、技術参与・顧問等の意見聴取会を法令で位置づけ、これらの者の任用に際し、知見の発展に伴い構成員の専門分野のバランスを適切に変化させ、かつ、専門家の中立性が確保されるよう、任命権者が配慮すべきことを法令に明記する。

・意見聴取会は、政令や基本政策の審議について公開を原則とし、個々の許認可の審議については、発言者を記した上ですべての発言を記録した速記録を作成し、一定の期間経過後（例えば、10年後等）に公開することを明記する。

・許認可に際し、原子力安全庁（仮称）は、法令上、付近住民に対する説明会を開催し、事業者に対し、出された意見につき、その場において口頭で、あるいは事後に文書で回答させ、必要と認める場合には自らの見解を示すものとする。」

(3) 「3.具体的な対応策」 「(2) 原子力安全規制の「一元化」による機能向上」

- ・私は、核不拡散についての保障措置業務についても、施設における実際の監視等について、原子力安全庁（仮称）が一元的に実施すべきであると考えます。同じ施設について、別個の観点から別個の機関が立入調査等を実施することは、効率的・実効的に行政監視・監督をすべきであるとする規制改革の流れに反する二重規制となることから、反対です。
- ・原子力委員会は企画立案を行い、原子力安全庁（仮称）から実施状況の報告等を受け、必要な勧告等を行うことを通じて、平和利用・核不拡散防止に関する自らの責務を果たすことは可能であると考えます。

【提案】

○ 現在の提言案

「核不拡散の保障措置業務については、国際的な水準に準じて原子力安全行政の一元化という国際的な動向を踏まえると、いわゆる原子力の3S（安全規制、核セキュリティ、保障措置）を原子力安全庁（仮称）が一貫して担うことが 適当であるとの意見」

○ 修正案

「核不拡散の保障措置業務については、国際的な水準に準じて原子力安全行政の一元化という国際的な動向を踏まえると、いわゆる原子力の3S（安全規制、核セキュリティ、保障措置）を原子力安全庁（仮称）が一貫して担い、原子力安全庁(仮称)による規制と他の組織による規制との施設への二重規制を排除することが 適当であるとの意見」

以上です。よろしくご検討ください。